

東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会（仮称） 規約（案）

（目 的）

第1条 東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会（以下「検討会」という。）は、この地域の国・地方公共団体が連携して災害応急対策活動を行うため、その拠点となる官公庁施設の機能を継続して確保できるよう、これらの整備・保全を担当する各機関の営繕担当者が情報を共有し、連携して基本的な取り組み事項をとりまとめ、フォローアップしていくことを目的とする。

（組 織）

第2条 検討会は、東海ブロック営繕主管課長会議の構成員を基に、別表に掲げる者を構成員として組織する。

（アドバイザー）

第3条 検討会には、別表に掲げる者を技術的な指導・助言を仰ぐアドバイザーとして選任する。また、必要があると認めるときは、アドバイザーを追加で選任することができる。

（オブザーバー）

第4条 検討会には、必要に応じて行政職員がオブザーバーとして参加できるものとする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、中部地方整備局営繕部計画課に置き、検討会の運営に必要な事務を行う。

（会 議）

第6条 検討会は、事務局が招集する。

2 検討会には、構成員が指名した者を代理として出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

3 構成員は、必要に応じて構成員以外の者を臨時構成員として、検討会に出席させることができる。

4 検討会に提出された資料及び議事概要については、原則として公開とする。

（その他）

第7条 この規約に定めのない事項については、検討会において協議のうえ決定する。

別表

東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会（仮称） 構成員名簿（案）

所 属	役 職	備 考
中部地方整備局	営繕部長	
中部地方整備局 営繕部	計画課長	
中部地方整備局 営繕部	整備課長	
岐阜県 都市建築部	公共建築住宅課長	
静岡県 経営管理部 財務局	営繕企画課長	
愛知県 建設部 建築担当局	公共建築課長	
三重県 県土整備部	営繕課長	
静岡市 都市局 建築部	部参与兼建築総務課長	
浜松市 都市整備部	次長兼公共建築課長	
名古屋市 住宅都市局 営繕部	企画保全課長	

アドバイザー名簿（案）

所 属	役 職	氏 名
名古屋大学減災連携研究センター	センター長・教授	福和 伸夫